



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 31 日 (月)
号外第 5 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 病院局管 鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程 (6) (総務課) 2
理規程

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局管理規程第 6 号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

第 1 条 鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p>第 7 章 固定資産</p> <p> 第 1 節～第 4 節 略</p> <p> 第 5 節 減価償却（第61条）</p> <p>第 8 章 予算（<u>第62条・第63条</u>）</p> <p>第 9 章 決算（<u>第64条</u>－第67条）</p> <p>第10章・第11章 略</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この企業管理規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。<u>以下「規則」という。</u>）<u>第 2 条第 1 項</u>の規定に基づき、法令に別段の定めがあるもののほか、鳥取県営病院事業（以下「病院事業」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（企業出納員等）</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課長補佐である出納員は、課長である出納員に事故があるとき、又は課長である出納員が欠けたとき、副局長である出納員は、事務局長である出納員に事故があるとき、又は事務局長である出納員が欠けたときにその職務を行う。</p> <p>4 略</p> <p>（会計伝票の種類）</p> <p>第 7 条 略</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p>第 7 章 固定資産</p> <p> 第 1 節～第 4 節 略</p> <p> 第 5 節 減価償却（第61条・<u>第62条</u>）</p> <p>第 8 章 予算（<u>第63条・第64条</u>）</p> <p>第 9 章 決算（<u>第65条</u>－第67条）</p> <p>第10章・第11章 略</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この企業管理規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）<u>第 1 条</u>の規定に基づき、法令に別段の定めがあるもののほか、鳥取県営病院事業（以下「病院事業」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（企業出納員等）</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>総務課にあつては、</u>課長補佐である出納員は、課長である出納員に事故があるとき、又は課長である出納員が欠けたとき、副局長である出納員は、事務局長である出納員に事故があるとき、又は事務局長である出納員が欠けたときにその職務を行う。</p> <p>4 略</p> <p>（会計伝票の種類）</p> <p>第 7 条 略</p>

2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。
3・4 略

(前金払のできる経費等)

第32条 前金払をすることができる経費は、令第21条の7第1項第1号から第7号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 保険料
- (2) 講習会等の受講に要する経費

(3) ケーブルテレビの利用料金

2 令第21条の7第3号に規定する前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費の前金払の限度額は、次に掲げるものを除くほか、契約金額の3割以内とする。ただし、特別の理由により管理者の承認を受けたものは、この限りでない。

- (1) 土地、家屋又は広告の用に供する場所の借入れをする場合の前金払
- (2) 複写機、コンピュータその他の事務用機器を再リース（リース契約に基づく賃借期間の満了後に引き続きリース契約により当該事務用機器を賃借することをいう。）をする場合の前金払

(物品の範囲)

第43条 この章において「物品」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 備品（取得価額が5万円以上10万円未満のもの（第3号に規定する消耗品及び第54条に規定する固定資産を除く。））
- (2) 略
- (3) 消耗品（貯蔵の状態にしないで、1年以内に消耗するもの又は取得価額が5万円未満のもの（第54条に規定する固定資産を除く。））

(4)～(6) 略

(物品取扱員)

第44条 総務課並びに病院の各課、各科、各センタ

2 収入伝票は、現金出納の取引について発行する。
3・4 略

(前金払の限度額)

第32条 令第21条の7に規定する前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費の前金払の限度額は、次に掲げるものを除くほか、契約金額の3割以内とする。ただし、特別の理由により管理者の承認を受けたものは、この限りでない。

- (1) 土地、家屋又は広告の用に供する場所の借入れをする場合の前金払
- (2) 複写機、コンピュータその他の事務用機器を再リース（リース契約に基づく賃借期間の満了後に引き続きリース契約により当該事務用機器を賃借することをいう。）をする場合の前金払

(物品の範囲)

第43条 この章において「物品」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 備品（1年以上の耐用年数を有する取得価額3万円以上10万円未満のもの（第54条に規定する固定資産を除く。））
- (2) 略
- (3) 消耗品（貯蔵の状態にしないで、消耗するもので、耐用年数が1年未満又は取得価額が3万円未満のもの（第54条に規定する固定資産を除く。）及び準備品）

(4)～(6) 略

(物品取扱員)

第44条 総務課並びに病院の各科、各センター、各室

<p>一、各室及び各部に物品取扱員（以下「取扱員」という。）を置き、総務課にあっては課長が、病院にあっては病院長が命ずる。</p>	<p>及び各部に物品取扱員（以下「取扱員」という。）を置き、総務課にあっては課長が、病院にあっては病院長が命ずる。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（固定資産の範囲）</p>	<p>（固定資産の範囲）</p>
<p>第54条 この章において「固定資産」とは、別表に定める固定資産をいう。ただし、<u>1年以内に消耗するもの又は取得価格が10万円未満のもの（建物、構築物及び器械装置の構成部分として附属するものを除く。）</u>は、固定資産に含まないものとする。</p>	<p>第54条 この章において「固定資産」とは、別表に定める固定資産をいう。ただし、<u>耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満のもの（建物、構築物及び器械装置の構成部分として附属するものを除く。）</u>は、固定資産に含まないものとする。</p>
<p>（減価償却の方法）</p>	<p>（減価償却の方法）</p>
<p>第61条 償却資産の減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行う。<u>ただし、規則第17条第1項に規定するリース資産の減価償却は、使用の当月から月数に応じて行う。</u></p>	<p>第61条 償却資産の減価償却は、<u>次の規定によるものを除くほか</u>、定額法によって取得の翌年度から行う。</p>
<p>（執行計画）</p>	<p>（取替法による資産）</p>
<p>第62条 略</p>	<p>第62条 <u>有形固定資産のうち寝具は、取替資産としても経理するものとする。</u></p>
<p>（予算の流用）</p>	<p>（執行計画）</p>
<p>第63条 略</p>	<p>第63条 略</p>
<p>（決算整理）</p>	<p>（予算の流用）</p>
<p>第64条 略</p>	<p>第64条 略</p>
<p>（決算整理）</p>	<p>（決算整理）</p>
<p>第64条 出納員は、事業年度の期末決算のため、次の各号に掲げる手続により、振替伝票を発行して修正記入をしなければならない。</p>	<p>第65条 出納員は、事業年度の期末決算のため、次の各号に掲げる手続により、振替伝票を発行して修正記入をしなければならない。</p>
<p>（1）～（5） 略</p>	<p>（1）～（5） 略</p>
<p>（6） <u>引当金の計上</u></p>	<p>（6） 略</p>
<p>（勘定の締切）</p>	<p>（勘定の締切）</p>
<p>第65条 略</p>	<p>第66条 略</p>
<p>（決算に関する報告書の提出）</p>	<p>（決算に関する報告書の提出）</p>
<p>第66条 出納員は、前条の規定による各勘定の締切を行ったときは、決算に必要な資料を作成し、5月10日までに管理者に提出しなければならない。<u>この場合において、令第23条に規定するキャッシュフロー計算書の作成は、間接法によるものとする。</u></p>	<p>第67条 出納員は、前条の規定による各勘定の締切を行ったときは、決算に必要な資料を作成し、5月10日までに管理者に提出しなければならない。</p>

<p>(セグメントの区分)</p> <p>第67条 規則第40条第1項に規定する報告セグメントの区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥取県立中央病院</p> <p>(2) 鳥取県立厚生病院</p>	
---	--

第2条 鳥取県病院局財務規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

収益

款	項	目	節	備考
病院事業収益	医業収益	入院収益 外来収益 その他医業収益		医業活動に係る収益 入院医療に係る収益 外来医療に係る収益
			室料差額収益	個室使用等に係る室料差額収益
			公衆衛生活動収益	各種の集団健康診断、予防接種等公衆衛生活動に係る収益
		医療相談収益	人間ドック等個別的健康診断に係る収益	
		受託検査施設利用収益	受託検査料収入、医療設備、器械を他の医療機関に利用させた場合の収入等	
		医業外収益	その他医業収益	文書料、病衣代、診察券代、診療材料等前記の科目に属さない収益
				金融及び財務活動に伴う収益その他主たる医業活動以外の原因から生ずる収益
		受取利息配当金		預貯金の利息、出資金に対する分配金等
			預金利息 基金利息 有価証券利息 配当金	
		他会計補助金		地方公営企業の経営基盤の強化を目的として一般会計から交付された補助金
		補助金		
			他会計補助金	収益的支出補助を目的して他会計から交付された補助金
			国庫補助金	収益的支出補助を目的して国から交付された補助金

		負担金交付金 長期前受金 戻入 再評価積立金 長期前受金戻入 受贈財産評価額長期前受金戻入 寄付金長期前受金戻入 補助金長期前受金戻入 負担金長期前受金戻入 その他長期前受金 長期前受金戻入 資本費繰入 収益 退職給付引当金戻入額 賞与引当金戻入額 法定福利費引当金戻入額 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 消費税及び地方消費税還付金 その他医業外収益 有価証券売却 収益 不用品売却収 益	地方公営企業法第17条の2第1項に基づく他の会計からの負担金 規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金のうち医業外収益として整理するもの 規則第21条第3項ただし書の規定により医業外収益として整理するもの 事業年度の末日における退職給付引当金の見積りの結果、一部戻入が発生した場合の収益勘定 事業年度の末日における賞与引当金の見積りの結果、一部戻入が発生した場合の収益勘定 事業年度の末日における法定福利費引当金の見積りの結果、一部戻入が発生した場合の収益勘定 貸倒引当金の取崩しを行った場合の取崩差額 貸倒処理を行った医業未収金債権が回収された場合の収入
--	--	--	--

	特別利益		その他医業外 収益	当年度の経常的収益から除外すべき 収益で1件50万円以上又は1項目 100万円以上のものを整理する。 固定資産の売却価額が当該固定資産 の売却時の帳簿価額を超える金額 前年度以前の損益の修正で利益の性 質を有するもの 規則第21条第3項の規定により償却 した長期前受金の額のうち特別利益 として整理するもの
		固定資産売 却益		
		過年度損益 修正益		
		長期前受金 戻入		
		その他特別 利益		

費用

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料)	常勤の職員の本給
			医師給	常勤の医師及び歯科医師に対する給料
			看護師給	常勤の助産師、看護師及び准看護師に対する給料
			医療技術員給	常勤の臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師等に対する給料
			事務員給	常勤の事務員等に対する給料
			労務員給	常勤の運転士、ボイラ技士、調理師、医療助手等に対する給料
			(手当)	常勤の職員の扶養、期末、勤勉、特殊勤務等の諸手当
			医師手当	「給料」の職員区分と同じ者に対する手当
			看護師手当	同上
			医療技術員手当	同上
			事務員手当	同上
			労務員手当	同上
			(報酬)	臨時又は非常勤の顧問、参与、嘱託員等の役員に対する報酬
			(賃金)	臨時又は非常勤の職員の報酬

		退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって退職給付引当金に不足が生じた場合の当該不足額
		法定福利費	
		賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
		法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
		その他引当金繰入額	
	材料費	薬品費	投薬用薬品、注射用薬品(血液を含む。)その他薬品の費用
		診療材料費	ア) 診療用材料として直接消費されるもの。例えば、レントゲンフィルム、歯科用材料、酸素、ギプス粉、包帯、ガーゼ、脱脂綿、縫合糸、氷等の費用 イ) 診療用具(患者の用に供するものを含む。)等であって、1年以内に消耗するもの又は5万円未満のもの。例えば、注射針、注射筒、ゴム管、薬瓶、試験管、シャーレ、体温計、氷枕等の費用 ウ) 半減期が1年未満の放射性同位元素の費用
		給食材料費	ア) 患者給食のため消費する食品の費用 イ) 患者給食用具等
		医療消耗備品費	診療用具(患者の用に供するものを含む。)等であって、5万円以上10万円未満のもの(1年以内に消耗するものを除く。)。例えば、聴診器、血圧計、鉗子、鉤類等の費用
	経費	厚生福利費	職員に対する診療、健康診断、予防接種等を行った場合における費用
		交際費	
		報償費	報償費、金賜金等

旅費交通費	業務のための出張旅費（研修に属するものを除く。）等の費用
職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、作業服等の費用
消耗品費	事務用、管理用等に使用するものであって1年以内に消耗するもの又は5万円未満のもの。例えば、帳簿、諸用紙、ゴム印等の事務用品、電球、洗剤、掃除用品等の費用
消耗備品費	事務用、管理用の用具等であって、5万円以上10万円未満のもの（1年以内に消耗するものを除く。）。
光熱水費	電気料、ガス料、水道料等の費用
燃料費	重油、ガソリン等の費用
食糧費	
印刷製本費	
修繕費	固定資産等の維持に必要な費用。ただし、固定資産の価値が増加するような改良拡張費は当該固定資産勘定に含める。
修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険等の保険料
賃借料	土地、建物の賃借料、設備器械の使用料等
委託料	検査委託費、保守点検委託費、洗濯委託費等委託した業務の対価として支払われる費用
通信運搬費	電信料、電話料及び送付に要する費用
諸会費	各種団体等に対する会費
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
その他引当金繰入額	
貸倒損失	医業未収金債権のうち回収不能となった額
雑費	前記の種目に属さない費用

		減価償却費	建物減価償却費	建物（附属設備を含む。）に対する減価償却費
			構築物減価償却費	構築物に対する減価償却費
			器械備品減価償却費	器械備品に対する減価償却費
			車両減価償却費	車両に対する減価償却費
			放射性同位元素減価償却費	放射性同位元素に対する減価償却費
			リース資産減価償却費	リース資産に対する減価償却費
			その他有形固定資産減価償却費	その他有形固定資産に対する減価償却費
			無形固定資産減価償却費	無形固定資産に対する減価償却費
			投資その他の資産減価償却費	
			資産減耗費	たな卸資産減耗費
		たな卸資産評価損	貯蔵品の低価法による評価損	
		固定資産除却費	資産価値のある固定資産の廃棄処分による損及び撤去費	
	研究研修費	研究材料費	研究材料（動物、飼料等を含む。）の費用	
		謝金	研究研修のために招へいした講師に対する謝礼金等の費用	
		図書費	研究研修用図書（定期刊行物を含む。）の購入代	
		旅費	学会、講習会出席等の旅費又はこれらに対する補助額	
		研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会費等前記の科目に属さない費用	
	医業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債、他会計借入金等に対する利息並びに企業債の手数料及び取扱費	
		企業債利息		
		長期借入金利		

		息	
		一時借入金利息	
		企業債手数料及び取扱諸費	
	長期前払消費税償却		繰延資産として固定資産に整理している長期前払消費税の償却額
		長期前払消費税償却	
	消費税及び地方消費税		
		消費税及び地方消費税	
	雑損失		前記の科目に属さない費用
		不用品売却原価	
		貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		その他雑損失	
特別損失			当年度の経常的費用から除外すべき損失で1件50万円以上又は1項目100万円以上のものを整理する。
	固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
	減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損を認識すべきものの当該生じた損失又は認識すべき損失の額
	災害による損失		天災その他特別な理由による臨時損失
	過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
	退職給付費		平成30年度までを限度として、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号。以下「改正省令」という。）附則第5条第1項の規定により、退職給付引当金に計上する額
	手当		平成26年度に支給する賞与及び

		その他特別 損失	賞与に伴う法定福利費のうち、 平成25年度の費用に属すべき額
--	--	-------------	-----------------------------------

資産

款	項	目	節	備考
固定資産	有形固定資産			1単位（1個、1セット、1台等）の取得価格が10万円以上のもの（取得価格には、手数料、周旋料、搬入費、据付費等これを取得するために要した費用を含む。）。ただし、1年以内に消耗するものを除く。
		土地		
		建物		附属設備を含む。
		建物減価償却累計額		
		構築物		煙突、貯水池、門、囲障など建物以外の工作物であって土地に固定されたもの。
		構築物減価償却累計額		
		器械備品		機械、器具、什器等
		器械備品減価償却累計額		
		車両		
		車両減価償却累計額		
		放射性同位元素		診療用の放射性同位元素
		放射性同位元素減価償却累計額		
		リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産（リース物件の重要性の乏しいものを除く。）
		リース資産減価償却累計額		
		建設仮勘定		建物、構築物、器械備品及び車両であって、事業の用に供する

				ものを建設し、又は改良するために支出した金額又は材料 上記以外の有形固定資産
		その他有形 固定資産		
		その他有形 固定資産減 価償却累計 額		
	無形固定資 産			
		借地権 地上権 電話加入権		電話債権はその他投資に含め る。
		リース資産		無形固定資産に係るファイナン ス・リース取引におけるリース 資産（リース物件の重要性が乏 しいものを除く。）
		その他無形 固定資産		上記以外の無形固定資産
	投資その他 の資産			
		投資有価証 券		当該事業年度の末日から起算し て1年以内に満期の到来する有 価証券を除く。
		長期貸付金 破産更正債 権等		破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権であ って、当該事業年度の末日の翌 日から起算して1年以内に弁済 を受けることができないことが 明らかなもの
		貸倒引当金		
			長期貸付金貸 倒引当金	長期貸付金の回収不能による損 失に備えるために引き当てるも の
			破産更正債権 等貸倒引当金	破産更正債権等の回収不能によ る損失に備えるために引き当て るもの
		出資金 基金		条例に基づき、特定預金等の形 態で保有するもの
		長期前払消費 税		繰延資産として整理される控除 対象外消費税の額
		その他投資		投資その他の資産に係る減価償

流動資産		投資その他 の資産減価 償却累計額	却累計額
	現金・預金	現金 預金	
	未収金	医業未収金	医業収益に係る未収金
		医業外未収 金	医業外収益に係る未収金
		その他未収 金	医業未収金及び医業外未収金以 外の未収額
	貸倒引当金	未収金貸倒 引当金	未収金の回収不能による損失に 備えるために引き当てるもの
	有価証券		国債、地方債、株式、社債等随 時現金化できる有価証券で一時的 に所有するもの。ただし、1 年を超えて所有するものは含め ない。
	受取手形		通常取引において発生した手 形債権
	貸倒引当金		手形債権の回収不能による損失 に備えるために引き当てるもの
	貯蔵品	薬品	薬品（薬品費参照）の棚卸高
		診療材料	診療材料（診療材料費参照）の 棚卸高
		給食材料	給食材料（給食材料費及び患者 外給食材料費参照）の棚卸高
		医療消耗備 品	医療消耗備品（医療消耗備品費 参照）の棚卸高
		消耗備品	消耗備品（消耗備品費参照）の 棚卸高
燃料 その他貯蔵 品		重油、ガソリン等燃料の棚卸高 上記以外の棚卸資産	
短期貸付金	一般短期貸 付金	他会計以外に対する短期貸付金	
	他会計貸付 金	他会計に対する短期貸付金	
貸倒引当金	短期貸付金 貸倒引当金	短期貸付金の回収不能による損 失に備えるために引き当てるも	

	前払費用	未経過保険料 その他前払費用	の
	前払金		修繕工事（建設仮勘定に係るものを除く。）の予納金として前渡した金額その他これに類するもの。
	その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税 特定収入仮払消費税及び地方消費税 その他流動資産	上記以外の流動資産

負債

款	項	目	節	備考
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等（地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第15条第1項第1号に規定する建設改良費等をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）
		その他の長		建設改良費等以外の財源に充て

流動負債	リース債務	期借入金	るために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）
			ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年内に支払期限の到来するものを除く。）。総額に重要性が乏しいと認められる場合は、リース料総額から利息相当額を控除しない額を計上する。
	引当金	退職給付引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年内に使用される見込みのものを除く。）。簡便法により計上する。
		修繕引当金	平成26年3月31日に計上されている修繕引当金のうち改正省令附則第4条の規定による取崩し後の額
		特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年内に使用される見込みのものを除く。）
		その他引当金	
	その他固定負債		
	一時借入金 企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	1年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		その他の企業債	1年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入	1年内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金

	金	
	その他の長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
リース債務		1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務。重要性が乏しいと認められる場合は、リース料総額から利息相当額を控除しない額を計上する。
未払金		特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。）
	医業未払金	通常取引に基づいて発生した医業費用の未払額（棚卸資産の買掛金を含む。）
	医業外未払金	通常取引に基づいて発生した医業外費用の未払額
	未払消費税及び地方消費税	確定申告納付すべき消費税及び地方消費税の未払額
	その他未払金	前記以外の未払金
未払費用		未払利息、未払賃借料等継続的に役務の提供を受ける契約に基づき、既に提供を受けた役務の対価の未払額
前受金		
	医業前受金	
	医業外前受金	
	その他前受金	
引当金		
	退職給付引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの。簡便法により計上する。
	賞与引当金	翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する。

繰延収益	その他流動負債	法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金	翌事業年度に支払う法定福利費のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する。 所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
	長期前受金	仮受消費税及び地方消費税 預り金 その他流動負債 再評価積立金 受贈財産評価額 寄付金 補助金 負担金 その他長期前受金	

資本金

款	項	目	節	備考
資本金				

	資本金			
--	-----	--	--	--

剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	再評価積立			
	金			
	受贈財産評			
	価額			
	寄附金			
	補助金			
利益剰余金	その他資本			
	剰余金			
	減債積立金			
	利益積立金			
	その他積立			
	金			
	当年度未処			
	分利益剰余			
	金(又は当年			
	度未処理欠			
損金)				
		繰越利益剰		
		余金年度末		
		残高(又は繰		
		越欠損金年		
		度末残高)		
		当年度純利		
		益(又は当年		
		度純損失)		
		その他未処		
		分利益剰余		
		金変動額		
				みなし償却制度の廃止に伴い利益剰余金に振り替える資本剰余金の額等、新会計基準への移行に伴う損益のうち損益計算以外に発生する利益剰余金変動額

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

(様式第1号)

伝票番号 No.

収入伝票

(決裁権者)	(決 裁 合 議)	主 査
企業出納員	(決 裁 合 議)	

平成 年度	病院事業会計	起案年月日	平成 年 月 日
所 属		仕訳年月日	平成 年 月 日
内線番号		調定年月日	平成 年 月 日

下記のとおり 収入 してよろしいか伺います。

件 名									
金 額 計	円 消費税額及び地方消費税額						円		
NO.	内 訳								
1	摘 要								
	区 分	借 方			貸 方				
	予算科目								
	勘定科目	(款) (項) (目) (節) (細節)				(款) (項) (目) (節) (細節)			
	発生科目								
	債務者								
	金 額	円		税抜き額	円		消費税及び地方消費税額	円	
				消費税区分	課税		消費税率	%	
	2	摘 要							
		区 分	借 方			貸 方			
予算科目									
勘定科目		(款) (項) (目) (節) (細節)				(款) (項) (目) (節) (細節)			
発生科目									
債務者									
金 額		円		税抜き額	円		消費税及び地方消費税額	円	
				消費税区分			消費税率	%	

(様式第 2 号)

伝票番号 No.

支払伝票

(決裁権者)	(決 裁 合 議)	主 査
企業出納員	(決 裁 合 議)	

平成 年度	病院事業会計	起案年月日	平成 年 月 日
所 属		仕訳年月日	平成 年 月 日
内線番号		支払年月日	平成 年 月 日
支払区分		小切手番号	

下記のとおり 支出 してよろしいか伺います。

件 名								
金 額 計	円 消費税及び地方消費税額						円	
NO. 1	内 訳							
	摘 要	借 方			貸 方			
	区 分							
	予算科目							
	勘定科目	(款) (項) (目) (節) (細節)				(款) (項) (目) (節) (細節)		
	債権者							
	予算現額	円			支払方法			
	金 額	円			税抜き額	円	消費税及び地方消費税額	円
	予算残額	円			消費税区分	課税	消費税率	%
	NO. 2	内 訳						
摘 要		借 方			貸 方			
区 分								
予算科目								
勘定科目		(款) (項) (目) (節) (細節)				(款) (項) (目) (節) (細節)		
債権者								
予算現額		円			支払方法			
金 額		円			税抜き額	円	消費税及び地方消費税額	円
予算残額		円			消費税区分		消費税率	%

伺書(契約書)照合済

(様式第3号)

伝票番号 No.

振替伝票

(決裁権者)	(決 裁 合 議)	主 査
企業出納員	(決 裁 合 議)	

平成 年度	病院事業会計	起案年月日	平成 年 月 日
所 属		仕訳年月日	平成 年 月 日
内線番号			

下記のとおり 振替 してよろしいか伺います。

件 名								
金 額 計	円							
NO.	内 訳							
1	摘 要							
	区 分	借 方			貸 方			
	予算科目							
	勘定科目	(款) (項) (目) (節) (細節)				(款) (項) (目) (節) (細節)		
	発生科目							
	債権者							
	金 額						円	
	税抜き額	円	消費税及び地方消費税額	円	税抜き額	円	消費税及び地方消費税額	円
	消費税区分		消費税率	%	消費税区分		消費税率	
	2	摘 要						
区 分		借 方			貸 方			
予算科目								
勘定科目		(款) (項) (目) (節) (細節)				(款) (項) (目) (節) (細節)		
発生科目								
債権者								
金 額							円	
税抜き額		円	消費税及び地方消費税額	円	税抜き額	円	消費税及び地方消費税額	円
消費税区分			消費税率		消費税区分		消費税率	

(様式第4号)

所属

日計表

年 月 日 ~ 年 月 日

借 方			勘定科目	貸 方		
計	振替	資金		資金	振替	計

(現金預金残高) 現金: _____
 預金: _____

(様式第5号)

所属

総勘定元帳

年 月 現在

日 付	(項)			(目)			残高
	合計	借方 振替	資金	資金	貸方 振替	合計	

(様式第6号)

所属

内訳簿

年 月 現在

(款)	(項)	(目)	(節)		
日付	伝票番号	摘要	借方	貸方	差引残高

(様式第7号)

所属	
----	--

固定資産台帳

事業区分	現状区分	取得価額	財源名称	財源額	年間償却額	減損累計額	取得区分	取得年月日	平成年月日
資産名称							償却方法		通常償却定額法
勘定科目							耐用年数/償却率		年
資産種別							年間償却額		
構造規格							残存価額		
部門							償却限度額		
設置場所1									
設置場所2									
所在地			沿革						
納入業者									
数量	面積	年月日	数量	金額	区分	備考			
備考									

年月日	備考	帳簿原価						減価償却累計額			帳簿価額	処分		
		借方		貸方		残高		借方	貸方	残高		金額	損(-)益	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額							

様式第9号から様式第11号までを次のように改める。

(様式第9号)

所属

収入予算差引簿

年 月 現在

(款) (項) (目) (節)

日付	調書番号	内訳	摘 要	相手方	予算額 (A)	調定額 執行額 (B)	予算差引額 (A)-(B)

(様式第10号)

所属

支出予算差引簿

年 月 現在

(款) (項) (目) (節)

日付	調書番号	内訳	摘 要	相手方	予算額 (A)	支出負担行為 (B)	執行額 (C)	予算差引額 (A)-(B)

(様式第11号)

所属

現金出納簿

年 月 現在

科目

日付	調書番号	内訳	相手科目/摘要	取引先	入金	出金	残高

様式第14号から様式第17号までを次のように改める。

(様式第14号)

所属

未収金整理簿

年 月 現在

(未収金科目)

債務者	補助科目	日付	伝票番号	摘要	調定額	収納額	差引残高

(様式第15号)

所属

未払金整理簿

年 月 現在

(未払金科目)

債権者	補助科目	日付	伝票番号	摘要	未払額	支払額	差引残高

(様式第16号)

所属

預り金整理簿

年 月 現在

科目

日付	伝票番号	内訳	相手科目	摘 要	支払額	計上額	精算額	差引残高

(様式第17号)

所属

資金前渡（概算払）整理簿

年 月 現在

支出区分

日付	資 金 交 付				精 算				返納額	残高	取引先	摘 要
	日付	伝票番号	内訳	支払額	日付	伝票番号	内訳	精算額				

様式第25号を次のように改める。

(様式第25号)

収納日計表

入金合計	金 額	残 高

番 号	金 額	納 入 者	備 考

平成 年 月 上記のとおり収納いたしました。
 平成 年 月 日

様 銀行 支店
 支店長 氏名 印

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県病院局財務規程の規定は、平成26年度以後の鳥取県営病院事業の会計について適用する。